

1. 趣旨

この方針は、市が保有する施設への命名権（以下「ネーミングライツ」という。）の適正な導入を図るため、導入対象施設や募集方法等に関し、基本的な考えをまとめたものです。

2. ネーミングライツ導入目的

新たな財源を確保することにより持続可能な施設の運営を行うとともに、民間の資源やノウハウ等を活用することにより、施設の魅力を高め、地域経済の活性化や市民サービスの継続的な実施を目的とします。

3. ネーミングライツの概要

① 定義

ネーミングライツとは、契約により市の施設名称に愛称を付与させる代わりに、ネーミングライツを取得した民間事業者等（以下「ネーミングライツパートナー」という。）から対価を得て、導入目的に資するものです。

② 運用

ネーミングライツ導入後は、市は積極的に愛称を使用することとしますが、条例等で定める施設等の名称変更は行いません。また、市が得た対価等については、原則として当該施設等の維持管理や運営に充てることとします。

4. ネーミングライツ導入方式

以下の 2 種類とします。

① 公募型

市が施設を選定し、ネーミングライツパートナーの募集を行う方式です。

② 提案型

対象施設を特定せず、ネーミングライツパートナーとなることを希望する団体等から随時企画提案を受け付ける方式です。ただし、企画提案する時点で公募していない施設に限ります。

また、市が施設を選定し改めてネーミングライツパートナーの募集を行うことにより、複数の応募が見込まれる場合（例：大規模で知名度の高い施設など）は、審査の結果、手続きの途中で公募型の手続きに転換することもあります。

5. 導入対象施設

- ① ネーミングライツを導入する対象施設として、スポーツ施設、文化施設、公園など市の公共的な施設（及びそれらの一部）を想定しています。この導入により、当該施設等の設置目的の妨げにならないことや、施設等の性格、利用者数の多さなどを考慮して決定します。
- ② 施設の名称設定に特段の経緯があるものや施設等の性格上、ネーミングライツの導入がふさわしくない施設等（市役所庁舎、学校など）は除きます。

## 6. ネーミングライツ付与の対価について

ネーミングライツパートナーから得る対価の目安となる額は、当該施設等の維持管理及び事業運営に係る経費、利用者数、知名度、他自治体における類似事例などを参考に、当該施設等の広告媒体としての価値を総合的に検討し設定します。

なお、提案型の場合、金銭ばかりでなく、施設で利用可能な製品等の提供や役務（サービス）の提供なども対象とすることができます。

## 7. 契約期間

原則3年以上とし、施設の性格などに応じて決定します。ただし、指定管理者制度導入（予定）施設やPFI事業導入（予定）施設は、指定期間や契約期間を考慮し適切な期間を設定します。

なお、契約したネーミングライツパートナーは、次回契約期間に関して優先的に交渉することができます。

## 8. 愛称

### ① 愛称付与の条件

愛称は、親しみやすさや呼びやすさなど、市民や施設利用者等から理解が得られるものとします。企業ロゴのデザインは、ネーミングライツパートナーが権利を有する登録商標であるものに限り、使用することができます。

### ② 使用できない愛称

浦安市広告掲載に関する要綱第4条第1項に該当しない愛称及び同条第2項に規定する広告媒体への広告掲載基準に該当するものは使用できません。また、第三者の知的財産権を侵害するものは、使用できません。

### ③ 愛称の変更

市民や施設利用者等の混乱を避けるため、契約期間内において愛称の変更はできません。ただし、合併等による商号の変更などやむを得ない場合は除きます。

## 9. ネーミングライツ導入の手続き

「公募型」「提案型」の2種類について、別紙1のとおり手続きを進めます。

なお、いずれの場合も、導入候補とされた施設を所管する部署が手続きを進めるものとします。

## 10. 応募できる者

応募資格を有する者は、法人格を有する団体とします。ただし、次の事項に該当する場合は、応募や提案はできません。

- ① 浦安市広告掲載に関する要綱第4条第1項各号に掲げる事項に該当する団体
- ② 地方自治法施行令第167条の4に規定するものに該当する団体
- ③ 浦安市入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けている団体
- ④ 国税及び地方税を滞納している団体
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生・更生手続き中の団体
- ⑥ 暴力団体による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団及びその利益となる活動を行う団体
- ⑦ その他、本市のネーミングライツパートナーとして不適当と認められるもの

## 11. 募集

### ① 募集要項

応募に必要な事項を記載した募集要項を作成します。応募方法や選定方法などをあらかじめ公表することで、ネーミングライツパートナーの決定過程の透明性の確保に努めます。

### ② 募集期間

応募者にとって応募の検討に十分な期間を確保する必要があることから、多くの団体が応募できるよう、周知期間を含め、原則として1か月以上とします。なお、公募型において、募集期間を経過しても応募がなかった場合は、募集要項に定める条件を見直したうえで再度募集を実施するか、または募集を取りやめることとします。

### ③ 費用負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

## 12. 選定方法

### ① 選定委員会設置

関係部署の職員からなる選定委員会を設置します。同委員会の委員は、導入

対象施設を所管する部局の長を委員長とし、同部局の次長及び同施設の運営・維持管理に係る部署の所属長のほか、委員長が指名した者とします。

② 審査項目、ポイント

審査項目及び審査ポイントは、別紙2のとおりとし、選定委員会はこれらを総合的に評価します。なお、応募者が1社の場合でも、選定委員会においてネーミングパートナーとしてふさわしいか否かについて、評価するものとします。

③ 優先交渉権者の選定

審査後、基準に基づいて、応募者のうちネーミングライツパートナーとして適格があり、かつ有利な条件で契約を締結することができる者として、他の応募者に優先して市が契約交渉を行う団体（優先交渉権者）を選定します。

なお、併せて次点以下の交渉順位についても決定します。

13. ネーミングライツパートナーの決定、公表等

① ネーミングライツパートナーの決定後、契約の締結をします。

② 決定後、すみやかに当該団体の名称、施設の愛称、ネーミングライツ料、契約期間等を市ホームページなどにより公表します。

14. ネーミングライツ導入に伴う費用負担

市とネーミングライツパートナーの費用負担は、次のとおりとしますが、詳細については募集要項に定めるほか、双方協議のうえ、契約書等において定めます。

① ネーミングライツパートナーの負担

A) 敷地内外の看板等の表示変更

市や関係機関と協議のうえ、変更可能な表示について行います。新規設置等の場合、設置の可否も含めて協議します。

B) 契約期間終了後の原状回復

② 市の負担

A) 施設パンフレット等の記載変更

パンフレットのほか、封筒などの印刷物、HPの表示変更は、残部数や切り替えの時期などを考慮し、協議のうえ決定します。

15. 契約の解除

ネーミングライツパートナーの事情・瑕疵により、当該施設の愛称の維持が困難な場合には、契約を解除することがあります。この場合、原状回復に必要な費用は、ネーミングライツパートナーの負担とします。

災害その他の不可抗力等、双方の責めに帰し得ない事由により契約に定める義務を履行できない場合、市はすでに支払われたネーミングライツ料のうち未履行

分について、日割りによる計算のうえ、ネーミングライツパートナーに速やかに返還するものとします。ただし、この場合においても、原状回復に必要な費用はネーミングライツパートナーが負担するものとします。

#### 16. 契約期間の満了

市は、契約期間満了までに、当該施設についてネーミングライツの継続実施を判断するものとします。なお、愛称が頻繁に変更となることを避けるため、当該施設においては、現ネーミングライツパートナーを優先交渉権者となることができま

#### 17. 指定管理制度導入施設にかかる留意点

対象施設が指定管理者制度導入施設の場合は、指定管理者制度の趣旨に鑑みながら、受託団体の不利益とならないよう、次の点に留意することとします。

##### ① 優先交渉権者について

現受託団体と事前協議を行い、受託団体が応募の意思がある場合には、優先交渉権者として決定できるものとします。ただし、応募の意思がない場合、または協議がまとまらなかった場合は、公募型への転換を行うものとします。

##### ② 契約期間について

現指定管理の期間を考慮し、適切な期間設定に配慮するものとします。

##### ③ 費用負担等

現受託団体がネーミングライツパートナーを兼ねる場合、ネーミングライツに関連する費用は、指定管理等にかかる管理経費とみなさないこととします。

現受託団体以外がネーミングライツパートナーとなった場合は、導入に起因して副次的に発生する費用負担について、ネーミングライツパートナー、現受託団体及び市の3者の協議により決定することとします。なお、この場合、この3者は、ネーミングライツ導入の目的を達成するため、相互に協力し良好な関係を保持するよう努めることとします。